

令和6年10月1日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 中尾正俊
(公印省略)

長期収載品の処方等又は調剤について（労災診療）

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養については、厚生労働省保険局の留意事項通知及び事務連絡等により、健康保険において長期収載品の処方等をする際には、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金に加え「特別の料金」を徴収する旨、その取扱いが示されているところであります。

今般、労災診療費においても、健康保険に準拠となる旨、厚生労働省労働基準局補償課より示されましたのでご連絡申し上げます。

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえて後発医薬品の提供が困難な場合などは、引き続き保険給付の対象となる点も、健康保険の取扱いと同様となります。

また、院内で長期収載品を処方する場合の「特別の料金」については、労災保険の単価（12円または11円50銭）ではなく、健康保険と同様、10円での計算となりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

本取扱いにつきましては、本年10月1日からとなります。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001